

4. 「支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要」についてのQ & A

(1) サービス事業所からのよくある質問

Q1 「支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要」とは何ですか？

A1 居宅介護支援事業所または介護予防支援事業所が作成する給付管理票が決定されていないため(未提出又は返戻)、サービス事業所の請求明細書が突合できず返戻となることです。

Q2 この場合、どうすればいいの？ また、再請求はするの？

A2 給付管理業務を行っている居宅介護支援事業所へ、給付管理票の新規提出を依頼し、同月において介護給付費明細書も再請求してください。

Q3 ケアマネジャーに給付管理票の提出を依頼しても、「提出した」の回答のみで取り扱ってもらえません。どうしたらいいの？

A3 「提出した」といっても実際は提出していないか、返戻に気付かれていない場合がありますので、提出状況や返戻一覧表を確認するよう依頼してください。
提出はしたが「修正」で提出し返戻になっていることが考えられます。「新規」で提出するよう依頼してください。

(2) 居宅介護支援事業所または介護予防支援事業所からのよくある質問

Q4 給付管理票が「当初より未提出」と「提出したが何らかの理由で返戻」の確認はどのようにするの？

A4 給付管理票の提出状況(データ作成の有無)や返戻一覧表を確認してください。

返戻一覧表に該当者の記載がある 「提出したが何らかの理由で返戻」
返戻一覧表に該当者の記載がない 「当初より未提出」

Q5 サービス事業所から給付管理票の提出を依頼されたが、既に提出しているのですが…

A5 「提出した」といっても実際は提出していないか、返戻に気付かれていない場合がありますので、提出状況や返戻一覧表を確認してください。

Q6 給付管理票を提出したいのですが、作成区分は「新規」または「修正」のどちらで作成するのでしょうか？ また、サービス計画費は請求するの？

A6 「新規」です。

また、サービス計画費は請求する必要があります。